

無料職業紹介事業規程

(令和2年4月28日制定)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、JAはくい無料職業紹介所（以下「JA紹介所」という。）の行う無料職業紹介事業の取扱いについて定め、その適正円滑化を図ることを目的とする。

② JA紹介所は組合員に奉仕することを目的に、以下の規定に基づき、一切無料により職業紹介事業を行う。

(適用)

第2条 このJA紹介所の行う無料職業紹介事業は、法令、定款、規約、その他特別に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

第2章 求 人

(求人)

第4条 JA紹介所は、第7条第1項に定める農業及びそれに付帯する事業に関する限り、はくい農業協同組合の組合員の、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合や、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しない。

② 求人申込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票に記入させることにより行うものとする。

③ 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示させるものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があり、あらかじめ書面の交付による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示させるものとする。

第3章 求 職

(求職)

第5条 JA紹介所は、第7条第1項に定める農業及びそれに付帯する事業に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しない。

- ② 求職の申込みは必ず本人が直接来所し、所定の求職票に記入させることにより行うものとする。

第4章 紹 介

(紹介)

第6条 求職者には、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力支援する。

- ② 求人者には、その希望に適合する求職者を極力斡旋する。
- ③ 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があり、あらかじめ書面の交付による明示ができないときは、あらかじめ書面の交付以外の方法により明示を行う。
- ④ 求職者を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行する。求職者にその紹介状を持参させ求人者を訪ねさせるものとする。
- ⑤ 求人、求職の申込みを受理したものは、責任をもって紹介の労をとる。
- ⑥ 当JA紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を行わない。

第5章 そ の 他

(その他)

第7条 当JA紹介所の取扱職種の範囲等は、はくい農業協同組合の組合員が行う農業及びそれに付帯する事業に関するものとし、具体的な取扱職種の範囲は組合員が行う農業経営にかかわるものの中で、以下の職種に属するものとする。

表1 取扱職種の範囲（農業経営にかかわるものの内で下記の職種）

大分類	中分類
農林漁業の職業	農業の職業

*分類は『厚生労働省編職業分類（平成23年版）』による。

- ② 当JA紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応する。
- ③ 雇用関係が成立又は終了した場合、求人者、求職者両方に当JA紹介所に対して、その報告をさせるものとする。

また、当 J A 紹介所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から 6 箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当 J A 紹介所に対して報告させるものとする。

- ④ 当 J A 紹介所は、求人者又は求職者から知り得た個人情報は、別に定める「無料職業紹介事業に係る個人情報適正管理要領」に基づき、適正に取り扱う。
- ⑤ 当 J A 紹介所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示を行わない。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当 J A 紹介所が、当該情報が正確、最新の内容でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者または求職者に対し定期的に当該情報が最新かどうか確認するまたは当該情報の時点を明らかにする措置を講じる。
- ⑥ 当 J A 紹介所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合員であること等を理由として差別的な取扱いを一切行わない。

（事務手続）

第 8 条 この規程に定める事項のほか、無料職業紹介事業の運営上必要な事項については、組合長が別に定める事務手続書による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 2 8 日から施行する。

この規程の変更は、令和 5 年 2 月 2 8 日から施行する。